



2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、22の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
<p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、<u>22の項</u>に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、<u>22の項</u>に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。</p>		

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、24の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である</p>		

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、21の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
<p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、<u>21の項</u>に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、<u>21の項</u>に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。</p>		

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である</p>		

場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、24の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、24の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
1 自動車運転代行業認定申請手数料	1件につき13,000円
2・3 略	

場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
1 自動車運転代行業認定申請手数料	1件につき16,000円
2・3 略	

第2

改正後	改正前												
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第7（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	区 分	金 額	1～17	略		<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7</p> <p>(8)～(12) 略</p> <p>別表第7（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	区 分	金 額	1～17	略	
種 別	区 分	金 額											
1～17	略												
種 別	区 分	金 額											
1～17	略												



	<p>の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対するもの（任意高齢者簡易講習）</p>	
30	<p>(3) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習（チャレンジ講習）</p>	<p>1回につき2,650円</p>

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
<p>備考</p> <p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。</p>		

	<p>体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習（任意高齢者簡易講習）</p>	<p>円</p>
29	<p>イ アに掲げる講習以外の講習（任意高齢者講習）</p> <p>(3) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習（チャレンジ講習）</p>	<p>1時間につき2,050円</p> <p>1回につき2,750円</p>

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、22の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
<p>備考</p> <p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、22の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。</p>		

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、25の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、 <u>25の項</u> に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。		
2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、 <u>25の項</u> に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。		

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、22の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、24の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、 <u>24の項</u> に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。		
2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、 <u>24の項</u> に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。		

附 則

この条例中第1の表の改正部分は平成21年4月1日から、第2の表の改正部分は同年6月1日から施行する。